

前橋市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年10月9日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

内 監
令和元年10月9日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前橋市議会議長 阿 部 忠 幸 様

前橋市監査委員	福 田 清 和
同	田 村 盛 好
同	藤 江 彰
同	富 田 公 隆

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政援助団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

財政援助団体監査結果報告書

1 監査対象団体

本市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体（財政援助団体）のうち、下記の団体を抽出し、関係する所管課と併せて監査しました。

前橋市防犯協会（所管課：防災危機管理課）

2 監査期間

令和元年8月26日から同年10月9日まで

3 監査対象

平成30年度における当該団体への財政的援助に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和元年度も対象としました。

4 監査方法

あらかじめ提出を求めた補助対象事業等に関する監査資料に基づき、関係書類等を調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

（団体関係）

- ・補助対象事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理及び出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

（所管課関係）

- ・補助金額の算定、交付方法、時期及び交付手続き等は適正か。
- ・実績報告書等により補助金の効果及び条件の履行の確認が行われているか。
- ・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

5 監査結果

財政的援助に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、下記の記載のとおり改善を要する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に団体及び市所管課に対して改善等を指導しました。

（1）前橋市防犯協会

財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、指摘及び要望する事項はなか

った。

(2) 防災危機管理課（指摘事項 1 件）

ア 財産管理事務について（指摘事項）

(ア) 行政財産の目的外使用について

防災危機管理課執務室の目的外使用において、使用者である前橋市防犯協会に対して、財務規則第 196 条で規定する行政財産の目的外使用許可の手続きを行っていなかった。

財務規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(イ) 物品の貸付について

防災危機管理課の所属物品において、前橋市防犯協会に貸付を行っているが、財務規則第 225 条で規定する物品の貸付手続きを行っていなかった。

財務規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。